税務調査は私達にお任せください

広　告

東京都中野区の会計事務所、エヌエムシイ税理士法人　税務総合戦略室です。

『税務総合戦略室』は主に国税庁・国税局の出身者で組織したチームです。国税庁・国税局の総務部・課税部・調査部、国税不服審判所、税務大学校、税務署長などの経験者を揃え、現在は14名のメンバーで各税務案件の対応をしています。

今までの顧問税理士を変える必要はありません。私達はセカンドオピニオンサービスを提供させていただきます。

調査に必ずしも立ち会う必要はありません

「税務調査の最盛期」と言われる時期を迎えています。

毎年7月に行われる国税組織の定期異動を終え、新体制の下、調査官は「早く良い実績を挙げたい」という意気込みで一斉に調査に臨んでいます。

税務調査を歓迎する経営者はいません。適正な申告をしていて特に心配がなかったとしても、調査の連絡があった途端、憂鬱な気分になってしまう方が多いとお聞きします。

ましてや少しでも気になる要素があれば「気になって夜も眠れない」ことになりかねません。

申告納税制度を担保し、適正・公平な課税を推進するため、納税者の申告の内容を確認することが税務調査の目的となりますが、調査はどうしても「性悪説」で行われがちです。

調査官特有の「職業的猜疑心」による様に驚き、かつ、喜んでいただけますが、「本当に大丈夫ですか？」とご心配をされる方もいらっしゃいます。

中小企業のオーナー社長は会社の全責任を負って飛び回り、とにかくお忙しい方が自然です。

私達『税務総合戦略室』では税務調査のご相談をいただいた場合、「社長は必ず立ち会ってなどいられません。その貴重な時間に仕事をして稼がなければならないものですが、最初から疑いの目で行われる調査が楽しいものであるはずがありません。「できれば調査の場には立ち会いたくない」と考えるのです。

税理士が「税務代理権限証書」を提出していれば、社長に変わって税務調査の対応をすることが法的に可能です。しかし実際には税務署は税務調査に社長の同席を（強制ではなくとも）求めてきます。税務調査の日程を調整する場合には、社長が会社にいる日に調査を行いたいと要望してきます。

なぜ税務署はオーナー社長を立ち会わせたいのか

日本を代表するような上場企業の社長が税務調査に立ち会うでしょうか？大企業の著名な社長が税務調査に立ち会ったという話はほとんど聞いたことがありません。挨拶すらしないのではないでしょうか。

国税局調査部により行われる大企業の税務調査で対応するのは、経理部の担当取締役や、必要に応じて営業部、製造部など各事業部の責任者です。それでも国税局は文句ひとつ言いません。なぜでしょうか？

大企業の社長に会社全体のことが把握できないとわかっているからです。

大企業の調査で国税局が確認したい事柄は、社長よりも各事業部の責任者のほうが取引の詳細を知っており、明確に答弁できるのです。

では、税務署が中小企業のオーナー社長に調査立会いを望むのはなぜでしょうか。

それはオーナー企業において会社のことをすべて知っているのは社長しかいないと考えているからです。

会社の沿革、他社との差別化も含めた事業の内容、事業計画、取引先との関係、資金繰りのこと、自分の家族を含めた社員のこと、社長にお聞きすれば何でもわかるのが中小企業です。

能力の高い調査官ほど、質問や雑談（に見せかけたヒアリング）により、社長にポロリと口を滑らせたいと狙っています。「奥様（専務）の業務内容は」「飲食の接待相手は」「社長の趣味は」「社長の趣味は何ですか」など、会社と個人の区分けがあいまいな部分にも踏み込んできます。

綺麗に整った帳簿に表れない、取引の「裏側」を見つけ出そうとするのが税務調査であり、そのことが立ち会う社長の最大の役割です。

一言でいえば「会社のことを深くわかっていない」からです。

「帳簿と証拠書類の照合（付け合せ）」は、事業部の責任者のほうが取引の詳細を知っており、明確に答弁できるのです。

では、税務署が中小企業のオーナー社長に調査立会いを望むのはなぜでしょうか。

それはオーナー企業において会社のことをすべて知っているのは社長しかいないと考えているからです。

会社の沿革、他社との差別化も含めた事業の内容、事業計画、取引先との関係、資金繰りのこと、自分の家族を含めた社員のこと、社長にお聞きすれば何でもわかるのが中小企業です。

能力の高い調査官ほど、質問や雑談（に見せかけたヒアリング）により、社長にポロリと口を滑らせたいと狙っています。「奥様（専務）の業務内容は」「飲食の接待相手は」「社長の趣味は」「社長の趣味は何ですか」など、会社と個人の区分けがあいまいな部分にも踏み込んできます。

綺麗に整った帳簿に表れない、取引の「裏側」を見つけ出そうとするのが税務調査であり、そのことが立ち会う社長の最大の役割です。

税理士が「任せてください」と言えない理由

時間的拘束、税務調査の展開を考えても、社長が調査立会いをするメリットは少なく、専門家である顧問税理士に丸投げしてしまった方が良いと思うのですが、はなんでしょうか。

一言でいえば「会社のことを深くわかっていない」からです。

「社長はいなくてかまいませんから、立会いはすべて任せてください」と言う税理士は多くありません。「任せてください」と言い切れない理由

私達が「すべてお任せください」と言える理由

『税務総合戦略室』では、ご契約いただいた後、最初に「会社と個人の現状分析」を行います。創業以来の歴史に始まり、ご商売の具体的な内容、利益率の状況、社員の状況、社長と会社の貸借関係、株主構成、関係会社間取引等々をお聞きするだけでなく、会社と社長個人を深く理解するために現場に赴き、掘り下げて「現状（真実の姿）」を確認しています。

その後も定期的な模擬調査を繰り返して理解を深め、税務調査における確認ポイントは調査官目線ですべて事前にチェックしておきますので、本番の税務調査入念に検討し、何かでどんな方向から矢が飛んできても社長の代理人として即時回答し、取引内容を証明するための契約書・請求書、金額決定の過程で作成された稟議書や議事録など必要とされる証拠「裏側」と法的に整合性が取れる状況を作り整然と説明を行うことができるのです。

調査で議論になりそうなグレーゾーン部分に関しては特に改善すべき事項があれば先に手を打って税務リスクを減少させます。調査官が見つけ出して問題にするであろう「裏側」を私達の事前の模擬調査によって「表」と法的に整合性を持つ。

一言でいえば「会は、調査官の疑問は解社のことを深くわかっ消されず、調査は進ていない」からです。展せず、時間ばかりが証拠書類を基に調査過ぎてゆきます。予官から取引内容の詳細を確認されてもことで雰囲気も悪くなっていきます。「よくわからないので、なっていきます。「よくわからないので、あとで社長に確認しまいには「（税理士）先おきます」ばかりで生ではらちが明かないので、社長を呼んでください」という体裁の悪い状況になってしまいます。決算書・申告書を作成しているからといって、税理士が会社のことをすべて理解できているわけではないのです。

すべての税金ストレスから解放

私達『税務総合戦略室』が目指しているのは、オーナー経営者を「税金のストレスから解放する」ことです。

税金に関するストレスは税務調査に関する事項だけにとどまりません。目先の対処療法的節税だけを繰り返していると将来には様々な問題が蓄積されてしまいます。

経営者が本当の意味で税金のストレスから自由になるためには、会社の税金・個人の税金・ご家族者が人生の《短期・中期・長期》それぞれの場面で税金を最小化するための知恵を出し合い、お客様の人生と税金を関連付けて複合的に検討していくことが必要です。

私達は、子や孫の代まで安心して資産を継承できるような体制づくりのお役に立ちたいと願っています。

お客様が税金の不安・ストレスから解放され豊かな人生の目標に向けたライフプランとタックスプランを継続して実行し、素晴らしい未来を実現するためのパートナーとしてお役に立ちたいと願っています。

税務総合戦略室® は
全国の会計事務所と業務提携をしています

税務総合戦略室は、全国のパートナー事務所と業務提携契約を結んでいます。

「専門外の問題はその道のプロに任せることこそが真の顧客本意のサービスである」という認識のもと、パートナー事務所が専門外とする問題が生じた際には、税務案件ごとに最適な専門家をご案内することが可能となっております。

【パートナー事務所】

■村上孝夫税理士事務所
（東京都　税理士登録番号 第24869号／東京税理士会 葛飾支部）
TEL：03-3608-2166
URL：http://www.murakami-kaikei.com/

■松下公認会計士税理士事務所　一般財団法人日本経営支援協会
（熊本県　税理士登録番号 第53463号／南九州税理士会 熊本東支部）
TEL：096-368-7111
URL：http://www.matusita-ao.com/

■税理士法人横浜総合事務所
（神奈川県　税理士法人番号 第1605号／東京地方税理士会 横浜中央支部）
TEL：045-641-2505
URL：http://www.yoko-so.co.jp/

■中野純公認会計士・税理士事務所
（静岡県　税理士登録番号 第73806号／東海税理士会 磐田支部）
TEL：0538-35-8205
URL：http://nakano-kaikei.net/

■鈴木正光税理士事務所　㈱鈴正コンサルタンツ
（群馬県　税理士登録番号 第24604号／関東信越税理士会 前橋支部）
TEL：027-243-4881
URL：http://www.suzusyo.co.jp/

オーナー社長の「税金ストレスからの解放」セミナー

中小企業のオーナー社長にとっては、「会社の財布も個人の財布も同じ」というのが実態です。経営者自身が税金ストレスから解放されるためには、対処療法的な毎期の節税対策のみならず、会社と経営者個人の人生を関連づけて複眼的かつ中長期的に検討する必要があります。

当セミナーでは、会社の税金・経営者個人と家族の税金・事業承継・相続まで、オーナー社長の人生の各場面で税金コストを最小化し、最大の安心と安全を実現する戦略的税務対策をお話させていただきます。

【講義内容】
・オーナー社長と家族の人生と税金
・対処療法的な節税対策だけを繰返した結果が招く落とし穴
・毎期の決算には表れない税金リスクの正体とは
・顕微鏡的な短期対策と望遠鏡的な中長期対策の必要性
・実例を基にした税金ストレスから解放されるための戦略的税金対策
・オーナー社長の税金ストレスからの解放とハッピーリタイアメントの実現

【日　程】 2015年12月 3日(木)　9日(水)　15日(火)
2016年 1月14日(木)　20日(水)　26日(火)
2016年 2月 9日(火)　17日(水)　25日(木)

【時　間】 13：30～15：30

【会　場】 エヌエムシイ税理士法人　セミナー室
東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツイン26階

【アクセス】 東京メトロ 丸ノ内線、都営大江戸線「中野坂上駅」出口1より徒歩1分

主要駅からのアクセス方法
東京駅：東京メトロ丸ノ内線「中野坂上」駅まで所要時間25分程度
新宿駅：東京メトロ丸ノ内線「中野坂上」駅まで所要時間5分程度

【料　金】 無料

セミナー詳細・お申込みはホームページをご覧ください。 http://www.nmc-zeirishi.jp/ 戦略室セミナー 検索

税務総合戦略室®の各専門家が一丸となって
オーナー社長から税金のストレスを解放します

エヌエムシイ税理士法人 代表社員
佐藤 修一（税理士）
1961年生まれ
2002年 野本会計事務所入所
2015年 エヌエムシイ税理士法人代表就任

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
髭 正博（税理士）
1951年生まれ
1983年 事業承継・相続対策業務を開始する。
元税務署長・客員税理士

●主な著書
「事業承継・自社株対策」FIC出版部
「実践・相続税対策50の実例」オーエス出版
「事業承継・相続の節税実務戦略」オーエス出版
「生命保険の具体的活用策と知識（共著）」日本法令
「事業承継・自社株対策の実践と手法」日本法令
「事業承継・自社株対策の実践と手法」日金融・経済雑誌寄稿等多数

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
五十嵐 徹夫（税理士）
1941年生まれ
1983年 事業承継・相続対策業務を開始する。
元国税局課税部課長補佐
国税局課税第一部機動課長
国税不服審判所部長審判官
国税局総務部次長
税務署長

●主な著書
「相続税法基本通達逐条解説」大蔵財務協会
「公益法人の税務」（共著）公益法人協会
「わかりやすい相続税申告書の書き方」中央経済社

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
山﨑 政男（税理士）
1949年生まれ　約40年の税務当局勤務の間、国税不服審判所国税審判官・税務署長を歴任。課税庁から独立した立場で、納税者の権利利益救済のため審査請求に対し裁決を行った経験を持つ。
元税務署長・税理士

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
小水 崇（税理士）
国税庁長官官房
国税局調査第二部調査部門
国税局調査第二部調査審理課

●著書
「非居住者税制と源泉徴収質疑応答集」（共著）法令出版

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
黒崎 俊夫（税理士）
国税局管内税務署
資産課税部門に28年間勤務

1959年生まれ　資産課税部門職員として、相続税、贈与税及び評価事務に従事。不動産鑑定による評価の審理の経験が豊富。税理士の他、不動産鑑定士、司法書士の資格を有する。
元国税調査官・税理士

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
吉田 雅相（税理士）
国税局調査第一部国際情報課
国際税務専門官
総務部人事第一課
次長

1979年生まれ　移転価格税制やタックスヘイブン税制に関するコンサルティングを得意とする。
●著書
「非居住者税制と源泉徴収質疑応答集」（共著）法令出版
元国税調査官・税理士

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
風間 光裕（税理士）
国税局課税第二部
総務部人事第一課
調査査察部
室長

1949年生まれ　移転価格税制やタックスヘイブン税制に関するコンサルティングを得意とする。
●著書
「非居住者税制と源泉徴収質疑応答集」（共著）法令出版
元国税調査官・税理士

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
松井 孝榮（税理士）
国税局調査第一部特別調査部門
調査第二部主査
調査第三部主査

1965年生まれ　法人税調査と税務職員の評定・指導・監督業務を行う。税務組織の中枢を経験し、税務署職員の調査手法や思考回路を熟知しており税務調査対策に力を発揮する。
元国税調査官・税理士

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
玉川 育生（税理士）
国税局調査第二部外国法人調査部門
調査第一部国際調査課
調査第一部特別国税調査官部門

1951年生まれ　国税局調査部に通算14年間勤務。鉄道業、海運業、銀行業、証券業など、日本を代表する超大規模法人を長年調査した。
元国税調査官・税理士

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
伊藤 徹也（税理士）
国税局課税第一部資料調査課
大規模税務署　特別調査情報官

1971年生まれ　外国法人や外資系法人を中心とした国際税務に関する調査、審理事務に従事。各種ファンド会社や日本を代表する超大規模法人を調査した。
元国税調査官

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
野原 渉（税理士）
国税局調査部主査
調査部情報技術専門官

1964年生まれ　国税局・税務署において、大口不正事案調査や複数の税務署にまたがる同族グループ法人の調査に従事するなど、特別調査の経験が豊富。
元国税調査官・税理士

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
出戸端 隆史（税理士）
国税庁課税部資産税課
国税局課税第一部資産評価官付
総務部税務相談室
税務署国際税務専門官（資産税担当）

1962年生まれ　国税庁において、相続税・贈与税等の調査事務について全国の国税局・税務署の指導監督を行い、国税局では、相続税等の課税に必要な財産の評価に係る事務に従事。
元国税調査官・税理士

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
大柳 和二（税理士）
国税局総務部税務相談室
調査部総括主査
国税不服審判所審査官

1954年生まれ　日本を代表するような大企業を調査する特別国税調査官部門にて、調査官を束ねる総括主査を担当。国税不服審判所税務相談室では中立的な立場で審理・相談を行ってきた。
元国税調査官・税理士

エヌエムシイ税理士法人
（税理士法人番号 第337号／東京税理士会第99号）

お申し込み・お問い合わせ 03-5354-5222 平日9:00～18:00
http://www.nmc-zeirishi.jp/ エヌエムシイ税理士法人 検索

エヌエムシイ税理士法人
住所：東京都中野区本町2－46－1 中野坂上サンブライトツイン26F
アクセス：東京メトロ 丸ノ内線または都営大江戸線「中野坂上駅」出口1より徒歩1分